

中国産カリフラワーに対する輸入検査の強化について

下ゆでされた野菜の残留農薬については、平成14年3月20日より18品目を対象とし、また、7月10日よりカリフラワーを含むすべての野菜を対象として検査を実施していたところですが、今般、検疫所におけるモニタリング検査の結果、中国産冷凍食品カリフラワーから、生鮮の残留基準値を超えるメタミドホスの検出が確認されました。このため、本日から中国産カリフラワー及び下ゆで等簡易な加工を施したその加工品に対して、食品衛生法第15条第3項に基づく検査命令を実施することとしましたので、お知らせします。

なお、残留農薬が検出された食品は、食品衛生法第7条に違反するため、全量について廃棄又は積み戻し等の指示を行ったところです。

<経緯>

- (1) 8月29日(公表日) 1回目の違反(農林水産省の買上調査による発見)

買 上 日：平成14年8月20日
品 目：加熱後冷凍食品カリフラワー
輸 入 届 出 日：平成14年7月5日
届出数量及び重量：300カートン、3,000 kg
検 出 農 薬：メタミドホス 2.6ppm(基準値：1.0ppm)

- (2) 10月8日 2回目の違反

品 目：加熱後冷凍食品カリフラワー
届出数量及び重量：1300カートン、13,000 kg
検 出 農 薬：メタミドホス 1.7ppm(基準値：1.0ppm)

<参考>

中国産カリフラワー輸入実績

輸入届出重量

平成14年1月1日～平成14年10月8日

	届出件数	検査件数	輸入届出重量
生鮮・冷蔵・冷凍	207件	39件	1,511,445 kg
加熱後冷凍食品	452件	92件	2,951,128 kg